

改定後	改定前
第1章 総則 第1条（会員） 3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第3項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。)を使用して、本規約に基づくデビットカード利用（JCB デビットカードを用いて、JCB デビットカード取引を行うこと、第4条の2第4項に定める WEB サービス等および第5条に定める付帯サービス等の利用を行うことをいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等をする行為を含む。以下同じ。)を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第29条第6項所定の方法により家族会員によるデビットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。	第1章 総則 第1条（会員） 3. 本会員は、家族会員に対し、本会員に代わって家族カード(第2条第3項で定義される「カード」のうち家族会員に貸与されるものをいう。また当該カードのカード番号を含むものとする。以下同じ。)を使用して、本規約に基づくデビットカード利用（JCB デビットカードを用いて、JCB デビットカード取引を行うこと、および第5条に定める付帯サービス等の利用を行うことをいう。また、モバイル端末等にカード番号を登録するなどして、当該モバイル端末等を使用したショッピング利用等をする行為を含む。以下同じ。)を行う一切の権限（以下「本代理権」という。）を授与します。なお、本会員は、家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第29条第6項所定の方法により家族会員によるデビットカード利用の中止を申し出るものとします。本会員は、この申し出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
第2条（JCB デビットカード） 4. 会員は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。	第2条（JCB デビットカード） 4. 会員は、カード（ただし、署名欄（サインパネル）が設けられていないカードを除く。）を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。
第4条の2（WEB サービス等） 1. 両社が本規約に基づき提供するサービスの一部には、両社所定の WEB サービスである「MyJCB」および両社所定のオンライン本人認証サービス（インターネット等によるオンライン取引等に際し、パスワードの入力その他両社所定の方法による本人認証を行うサービスを	

改定後	改定前
いう。)である「J/Secure (TM)」(以下、併せて「MyJCB 等」という。)を用いたサービスが含まれ、原則として全ての会員は、MyJCB 等に利用登録されるものとします。ただし、パソコンおよびスマートフォン等をいずれも保有しないなどインターネットを使用できる環境にない会員は、MyJCB 等を利用する必要はありません。 2. MyJCB 等の利用に関しては、両社が別途定める「MyJCB 利用者規定」および「J/Secure (TM) 利用者規定」が適用されるものとします。 3. 会員が「MyJCB」および「J/Secure (TM)」を利用しない場合(「MyJCB」または「J/Secure (TM)」の利用登録がなされていない場合を含みます。)、会員はオンライン取引によるショッピング利用ができません。 4. 会員は、両社が認める場合、当行が別に定めるところに従い、MyJCB 等以外の WEB サービス(「MyJ チェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。以下、MyJCB 等とその他の WEB サービスとを併せて「WEB サービス等」という。)の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEB サービス等のうち一部の機能を利用することができません。 5. 会員は、E メールアドレスもしくは携帯電話番号またはそれらの両方を保有している場合には、両社所定の方法により、それら(ただし、家族会員は E メールアドレスのみに限る。)を届け出るものとし、両社、JCB または当行から送信される E メールまたはショートメッセージを速やかに受信し確認することが可能な状態を維持するものとします。 6. 会員は、両社に届け出た E メールアドレスまたは携帯電話番号を変更する場合、直ち	

主な変更箇所

改定後	改定前
に両社所定の届出を行うものとします。 7. 会員が前二項に違反したことにより、会員に生じた損害について、両社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。	
第5条（付帯サービス等） ＜削除＞ 4. 当行、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。	第5条（付帯サービス等） 4. 会員は、当行が認める場合、当行が別に定めるところに従い、WEB サービス（「MyJCB」「MyJチェック」等を含むが、それらに限らない。以下同じ。）の登録を行うことにより WEB サービスを利用することができます。ただし、家族会員は、WEB サービスのうち一部の機能を利用することができません。本会員は、入会時、当行が別途定める規定に同意の上、「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録するための当行所定の手続きをとり、また当該登録を維持するものとします。 5. 当行、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当行、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。
第6条（カードの有効期限） 1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月の末日までとします。（なお、各年における当該有効期限の月と同じ月のことを、以下「有効期限月」という。）	第6条（カードの有効期限） 1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月（以下「有効期限月」という。）の末日までとします。
第8条（年会費・手数料） 5. 第1項の年会費は、当行が会員に対して3か月前までに通知または公表することで、変更できるものとします。	
第9条（届出事項の変更） 1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、お支払い口座、カードの暗証番号、家族会員、国籍、	第9条（届出事項の変更） 1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、お支払い口座、カードの暗証番号、家族会員、等（以

改定後	改定前
在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。 また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。	下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。 また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。
第2章 個人情報の取扱い	第2章 個人情報の取扱い
第14条（個人情報の収集、保有、利用、預託） 3. 会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。 （共同利用会社および利用目的は次のホームページにて確認できます。 https://www.jcb.co.jp/r/riyou/。） なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。	第14条（個人情報の収集、保有、利用、預託） 3. 会員等は、当行またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が、共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。 （共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。）なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の管理について責任を有する者はJCBとなります。
第3章 デビットショッピング、海外現地通貨引き出しサービス、お支払い方法その他	第3章 デビットショッピング、海外現地通貨引き出しサービス、お支払い方法その他
第19条（デビットショッピングの利用） 2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、原則として加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することによりデビットショッピング利用を行うことができます。なお、JCBが認める場合には、加盟店に設置されている端末機への暗証番号の入力にかえて、カードの署名と同じ署名を行うこと、またはその他の所定	第19条（デビットショッピングの利用） 2. 会員は加盟店の店頭（自動精算機の場合を含む。）において、JCB所定の方法により、カードを提示し、または非接触ICカード等を所定の機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードの署名と同じ署名を行うこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力すること、または、署名と暗証番号の入力の両方を行うことによりデビットショッピング利用を行うことができます。また、売上票への署名または加盟店に設置されている端

主な変更箇所

改定後	改定前
の手続きを行うことにより、端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCB カードの取扱加盟店（次項から第 5 項の加盟店を含む。）のうち、両社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。	末機への暗証番号の入力等にかえて、所定の手続きを行うことにより、または売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、デビットショッピング利用ができることがあります。但し、JCB カードの取扱加盟店（次項から第 5 項の加盟店を含む。）のうち、両社が定める一部の加盟店では、デビットショッピング利用ができません。
3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および暗証番号の入力を省略することができます。	3. インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引その他両社が特に認めた取引を行う加盟店においては、会員は、加盟店所定の方法で、カード番号等を送信もしくは通知する方法により、または当該方法に加えてセキュリティコードもしくは J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを送信する方法その他両社が別に定める方法により、デビットショッピング利用を行うことができます。この場合、会員はカードの提示および売上票への署名を省略することができます。
4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、暗証番号の入力または売上票への署名等（以下「暗証番号入力等」という。）を行い、残額（暗証番号入力等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、暗証番号入力等を省略することができます。	4. 両社が特に認めたホテル・レンタカー等の加盟店における取引については、予め会員が加盟店との間で合意している場合には、会員は、デビットショッピング利用代金額の一部についてのみ、加盟店に対してカードの提示、売上票への署名等を行い、残額（署名等を行った後、利用が判明した代金を含む。）についてはカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。
7. (4)デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める本人認証手続きを求める場合があります。申込者がセキュリ	7. (4)デビットショッピング利用の申込者に対して、セキュリティコードまたは J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードの入力その他両社が別に定める操作を求める場合があります。申込者がセキュリティコード

主な変更箇所

改定後	改定前
ティコードまたは同規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、その他両社が別に定める本人認証手続きに失敗した場合、会員によるカード利用を一定期間制限することがあります。	または J/Secure (TM) 利用者規定に定めるパスワードを誤って入力した場合、会員によるカードの利用を一定期間制限することがあります。
第 2 6 条 (明細) 1. 会員は、別途、両社の定める「MyJCB 利用者規定」、同規定に付帯する「JCB デビット会員向け特則」、「MyJ チェック利用者規定」および『MyJ チェック利用者規定』にかかる特則に基づき、WEB サイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEB サイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、両社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。	第 2 6 条 (明細) 1. 会員は、別途、両社の定める「MyJCB 利用者規定」、同規定に付帯する「JCB デビット会員向け特則」、「MyJ チェック利用者規定」および『MyJ チェック利用者規定』にかかる特則を承認することにより、WEB サイト上で、デビット取引の利用履歴を閲覧することができます。会員は、WEB サイト上で利用履歴を閲覧できるか否かにかかわらず、両社が会員のデビット取引に関する利用明細書を発行しないことを、あらかじめ承認するものとします。
第 2 8 条の 2 (取引の制限等) (5) 会員が在留期間 (出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。) の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日が経過した場合	
(6) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合	(5) 前各号のほか、会員が本規約に違反し、もしくは違反するおそれがある場合、その他会員のカード利用が適切でないと当行が合理的に判断した場合
第 2 9 条 (退会および会員資格の喪失等) 4. 会員 ((5) または (9) のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が (1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)、(14) のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。) は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(12)、(13) においては当然に、(2) においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正され	第 2 9 条 (退会および会員資格の喪失等) 4. 会員 ((5) または (9) のときは、それに該当する会員をいい、家族会員が (1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(10)、(11)、(12)、(13) のいずれかに該当したときは、当該家族会員のみならず、本会員も含む。) は、次のいずれかに該当する場合、(1)、(5)、(12) においては当然に (2) においては相当期間を定めた当行からの通知、催告後に是正されない場合、

主な変更箇所

改定後	改定前
ない場合、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、 (14) においては同号で定めた未利用継続期間の超過後に、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。	(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)においては当行が会員資格の喪失の通知をしたときに、(13) においては同号で定めた未利用継続期間の超過後に、会員資格を喪失します。また、本会員が会員資格を喪失した場合、当然に家族会員も会員資格を喪失します。なお、本会員は、本規約に基づき当行に対して負担する債務については、会員資格の喪失後も、本規約の定めに従い支払義務を負うものとします。また、本会員は、会員が会員資格喪失後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。
(13) 会員が在留期間の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当行が確認できる在留期間の満了日から、当行所定の期間が経過したとき。	
(14) 当行からの事前の通知にもかかわらず、会員および家族会員によるデビット取引の未利用継続期間が2年間を超過したとき（なお、当行からの通知は、延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。）。	(13) 当行からの事前の通知にもかかわらず、会員および家族会員によるデビット取引の未利用継続期間が2年間を超過したとき（なお、当行からの通知は、延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。）。
中国銀行 JCB デビット用保証委託約款	中国銀行 JCB デビット用保証委託約款
第10条（個人情報の収集、保有、利用、預託） 1. 会員等は、保証会社が会員等の個人情報（本項（1）に定めるものをいう。）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。 (1)デビット契約を含む保証会社もしくは両社との取引に関する連帯保証を行うか否かの審査もしくは保証委託後の管理のために、以下の ①～⑨ の個人情報を収集、利用すること。 ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号（ ショートメッセージサービスの送信先番号を兼	第10条（個人情報の収集、保有、利用、預託） 1. 会員等は、保証会社が会員等の個人情報（本項（1）に定めるものをいう。）につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。 (1)デビット契約を含む保証会社もしくは両社との取引に関する連帯保証を行うか否かの審査もしくは保証委託後の管理のために、以下の ①②③④⑤⑥⑦ の個人情報を収集、利用すること。 ①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤

主な変更箇所

改定後	改定前
ねる)、勤務先、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および会員規約第9条に基づき届け出た事項。 ②入会申込日、入会承認日、有効期限等、会員等と両社の契約内容に関する事項。 ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および連帯保証を行うか否かの審査もしくは債権回収その他の保証委託後の管理の過程において知り得た事項。 ④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当行または保証会社が収集したデビット利用・支払履歴。 ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。 ⑥当行または保証会社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。 ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。 ⑧インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が加盟店における購入画面等に入力した氏名、Eメールアドレス、電話番号、商品等送付先住所および請求先住所等の取引情報（以下「オンライン取引情報」という。）。 ⑨インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引で、会員が当該オンライン取引の際に使用したパソコン、スマートフォンおよびタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語、IPアドレス、	務先、職業、Eメールアドレス等、会員等が入会申込時および会員規約第9条に基づき届け出た事項。 ②入会申込日、入会承認日、有効期限等、会員等と両社の契約内容に関する事項。 ③会員のカードの利用内容、支払い状況、お問い合わせ内容および連帯保証を行うか否かの審査もしくは債権回収その他の保証委託後の管理の過程において知り得た事項。 ④会員等が入会申込時に届け出た収入・負債・家族構成等、当行または保証会社が収集したデビット利用・支払履歴。 ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律で定める本人確認書類等の記載事項または会員等が当行に提出した収入証明書類等の記載事項。 ⑥当行または保証会社が適正かつ適法な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①②③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）。 ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報。

主な変更箇所

改定後	改定前
位置情報、端末識別番号等) (以下「デバイス情報」という。))。 (2) 本契約に基づく保証会社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項 (1) ①～⑨の個人情報を当該業務委託先に預託すること。 (3) 刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供を行うため、第1項 (1) ①②③④の個人情報を利用すること。	(2) 本契約に基づく保証会社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項 (1) ①②③④⑤⑥⑦の個人情報を当該業務委託先に預託すること。
MyJCB 利用者規定	MyJCB 利用者規定
本規定は、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という)または JCB の提携するカード発行会社(以下「カード発行会社」といい、JCB とカード発行会社を併せて「両社」という) から、JCB ブランドのカードまたは JCB 所定のカード(以下、総称して「カード」という)の貸与を受けた会員が、MyJCB サービスを利用する場合の、両社が会員に提供するサービスの内容、利用方法、その他 JCB または両社と会員との間の契約関係について定めるものです。会員は、本規定に同意のうえ、本規定にかかるサービスの提供を受けるものとします。	
第1条 (定義) 1. 「会員」とは、カードの貸与を受けた者(家族会員を含む)をいいます。	第1条 (定義) 1. 「会員」とは、(1)株式会社ジェーシービー(以下「JCB」という)、もしくは(2)JCB の提携するカード発行会社が発行する JCB ブランドのカード、または JCB 所定のカード(以下、総称して「カード」という)の貸与を受けた者(家族会員を含む)をいいます。
2. 「MyJCB サービス」(以下「本サービス」という)とは、両社が、両社所定の Web サイト(以下「本 Web サイト」という)において提供する第4条の内容のサービスをいいます。	2. 「MyJCB サービス」(以下「本サービス」という)とは、JCB およびカード発行会社(以下、併せて「両社」という)が、両社所定の Web サイト(以下「本 Web サイト」という)におい

主な変更箇所

改定後	改定前
	て提供する第4条の内容のサービスをいいます。
3.「利用登録」とは、 両社が 、会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。	3.「利用登録」とは、会員が、同人にカードを貸与したカード発行会社（以下「カード発行会社」という）およびJCBに対して、本サービスの利用を申込み、両社が、当該会員による本サービスの利用を承認した場合に、当該会員を利用者として登録することをいいます。
4.「利用者」とは、 利用登録が 完了した会員をいいます。	4.「利用者」とは、本規定を承認のうえ、本サービスの利用を申込み、両社に承認されて利用登録を完了した会員をいいます。
5.「登録情報」とは、 利用者が両社に届け出た Eメールアドレス、秘密の合い言葉（第2条 第5項 に定めるものをいう）その他の情報およびID・パスワードの情報をいいます。	5.「登録情報」とは、利用者が利用登録時に両社に届け出たEメールアドレス、秘密の合い言葉（第2条第6項に定めるものをいう）その他の情報およびID・パスワードの情報をいいます。
6.「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合い言葉、ワンタイムパスワード（第5条第4項に定めるものをいう） および暗号鍵その他本サービスを利用するための本人確認に用いる情報の総称をいいます。	6.「認証情報」とは、ID・パスワード、秘密の合い言葉およびワンタイムパスワード（第5条第4項に定めるものをいう）の総称をいいます。
7.「利用端末」とは、利用者が本サービスを利用するために用いる端末をいいます。ただし、端末の機種等によっては利用端末として用いることができない場合があります。	
8.「パスキー認証」とは、 暗号鍵を用い、かつ 利用者が利用端末においてモバイル端末認証（第5条第5項に定めるものをいう）を行うことによって、モバイル端末認証を行った者を利用者であると認証する認証方法をいいます。	
9.「暗号鍵」とは、利用者がパスキー認証を行う際に必要な、利用端末において使用するために、利用者ごと（カードごと）に生成される電磁的な情報をいいます。	
10.「パスキー登録」とは、利用者がパスキ	

改定後	改定前
一認証を行うために、両社所定の方法により、パスキー認証の利用申込みを行い、両社が承認した場合に、暗号鍵が利用端末に保存されることおよび利用端末の OS にかかるアカウントの ID（以下「OS アカウント ID」という）に紐づくことをいいます。	
第 2 条（利用登録等） 1. 利用登録の 対象者 は会員とします。ただし、一部の法人カード会員その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。	第 2 条（利用登録等） 1. 利用登録を行うことができる者は、会員とします。ただし、一部の法人カード会員その他の両社所定の会員については利用登録できないものとします。
2. 会員は、両社所定の方法により、本サービスの利用者として利用登録されるものとします。	2. 本サービスの利用を希望する会員は、本規定を承認のうえ、両社所定の方法により、カードの会員番号、E メールアドレスその他両社所定の届出事項を申告のうえ、両社に本サービスの利用を申込むものとします。
3. 本サービスの利用登録がなされた 会員は、併せて J/Secure(TM) 利用者規定に 基づく J/Secure(TM) の利用登録もなされる ものとします。ただし、一部 JCB の提携するカード発行会社の会員および JCB 所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。	3. 本規定を承認した会員は、併せて J/Secure(TM)利用者規定に同意するものとします。ただし、一部 JCB の提携するカード発行会社の会員および JCB 所定のカードの貸与を受けた会員については、この限りではありません。
4. 両社は、 利用登録に際して、カードごとに、同人を特定する番号（以下「ID」という）およびパスワードを発行します。	4. 両社は、前二項に基づき申込みを行った会員のうち、本サービスの利用を承認した者に対して、本サービスの利用申込みがあったカードごとに、同人を特定する番号（以下「ID」という）を発行します。
<削除>	5. ID を発行した時点で、利用登録の完了とします。ID の発行を受けた利用者は、任意のパスワードを指定するものとします。
5. 利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え（以下、併せて「秘密の合い言葉」という）を登録する必要があります。 ただし、一部のカードについては、この限	6. 利用者は、本サービスを利用するため、秘密の質問およびその答え（以下、併せて「秘密の合い言葉」という）を登録する必要があります。ただし、一部のカードについては、この限

主な変更箇所

改定後	改定前
りではありません。	りではありません。
6. 利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前の ID およびパスワードは効力を失うものとします。	7. 利用登録は、カードごとに行うものとします。同一のカードについて再度利用登録を行った場合、従前の ID およびパスワードは効力を失うものとします。
7. 利用者は 原則として 、本サービスの利用を 任意で中止することはできない ものとします。ただし、 両社が特に認めた場合には、この限りではありません。	8. 利用者は、両社所定の方法により、本サービスの利用を中止することができるものとします。ただし、両社所定のカードについては任意の中止はできないものとします。
第5条（本サービスの利用方法） 2. 利用者は、本 Web サイトにおいて ID およびパスワードを入力する 方法で認証を行って本 Web サイトにログインすること （以下「ログイン」という） により 、本サービスを利用することができるものとします。	第5条（本サービスの利用方法） 2. 利用者は、本 Web サイトにおいて ID およびパスワードを入力し（以下「ログイン」という）、本規定等に従うことにより、本サービスを利用することができるものとします。
3. 前項にかかわらず、両社は、 ログインに際して 、ID およびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合い言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、ID およびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、 ログイン することができるものとします。	3. 前項にかかわらず、両社は、ID およびパスワードの入力に加えて、利用者が事前に登録した秘密の合い言葉の答えの入力を利用者に求める場合があります。この場合、利用者は、ID およびパスワードに加えて、さらに当該答えを入力するか、または次項に基づき発行されるワンタイムパスワードを入力することで、本サービスを利用することができるものとします。
5. 利用者は、 両社所定の方法によりパスキー登録がなされ、当該パスキー登録が有効である場合、前三項に基づく認証に代えて、利用端末のモバイル端末認証（以下の各号のいずれかの方法による認証をいう）が行われることにより、両社所定の方法で暗号鍵を用いることによってパスキー認証を行い、ログインすることができるものとします。なお、最終ログイン日から両社所定の日数が経過した場合は、利用者に対する特段の通知なくパスキー登録は解除さ	

改定後	改定前
れるものとしします。 (1) 利用端末を利用するために必要な暗証番号（以下「パスコード」という）を当該利用端末に入力することにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法 (2) 利用端末を利用するための認証手続として生体認証機能が当該利用端末に設定されている場合において、生体認証がなされることにより、当該利用端末の正当な保有者であることを認証する方法 (3) 前二号のほか、利用端末の OS を提供する事業者が定める認証方法	
6. 利用者が MyJCB アプリにログインしようとする場合であって、MyJCB アプリ利用者規定第4条第2項に基づきログイン方法を選択している場合には、利用者がパスキー登録を行っている場合であっても、MyJCB アプリ利用者規定第4条第2項に基づくログイン方法が適用されることとなります。	
7. 両社は、入力された ID とパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。ただし、パスキー認証を行う場合は、モバイル端末認証がなされたことにより、暗号鍵が用いられた場合には、当該端末の占有者が利用者本人であると推定します（なお、パスキー認証は利用者がパスキー登録を行った利用端末以外の端末（以下「他端末」という）においても利用することができるため、他端末において当該他端末のモバイル端末認証がなされた場合であっても、その結果暗号鍵が用いられた場合には、当該他端末の占有者が利用者本人であると推定します。）。なお、第5条の2に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象 ID のいずれか1つにおいて本条に基づく認証がな	5. 両社は、入力された ID とパスワードの一致を確認することにより、その入力者を利用者本人と推定します。なお、第5条の2に基づきおまとめログイン設定がなされている場合は、両社は、おまとめ対象 ID のいずれか1つおよびそれに対応するパスワードの一致を確認することにより、すべてのおまとめ対象 ID に係るカードに関して、その入力者を利用者本人と推定します。

主な変更箇所

改定後	改定前
されることにより、すべてのおまとめ対象 ID に係るカードに関して、当該認証手続きを行った者を利用者本人と推定します。	
第 7 条（利用者の管理責任） 1. 利用者は、自己の認証情報（利用者がパスキー登録を行っている場合には、パスキーならびに OS アカウント ID およびそのパスワードを含むものとする。以下同じ。）が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。	第 7 条（利用者の管理責任） 1. 利用者は、自己の認証情報が本サービスまたは特定加盟店への情報提供サービスにおいて使用されるものであることを認識し、厳重にその管理を行うものとします。
3. 自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。ただし、利用者が認証情報、端末および第 5 項に定めるクラウドサービス等に利用するための認証情報等の管理に関して、本条に定める管理責任等に違反していない場合には、両社は利用者の責任を求めません。	3. 自己の認証情報が第三者に使用されたことによる損害は、両社の故意または過失による場合を除き、両社は一切責任を負わないものとします。
5. 利用者はパスキー登録を行った場合、第 5 条第 7 項に定める内容も考慮の上、暗号鍵を複製（クラウドサービス上に保存する行為を含む）するか否か、自己の責任において慎重に判断するものとし、暗号鍵を複製した場合には、その結果複製された暗号鍵が第三者によって使用された場合であっても、本条に基づく責任を負うものとします。また、利用者が暗号鍵を第三者が提供するクラウドサービスまたはその他のアプリサービス等（以下「クラウドサービス等」という）において保存している場合には、クラウドサービス等を利用するための認証情報等（ID・パスワードを含むが、それに限られない。）を厳重に管理するものとします。	
6. 利用者は暗号鍵を保存している端末を厳重に管理する義務を負い、当該端末の使用につい	

改定後	改定前
て一切の責任を負うものとします。また、当該端末を紛失し、または盗難被害にあった場合には、直ちに両社に連絡し、両社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。	
第 1 2 条（個人情報の取扱い） 1. 利用者は、両社が E メールアドレス・電話番号などの登録情報および本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意するものとします。 (1) 本サービスを提供すること (2) 宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること (3) 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること (4) 市場調査を目的としたアンケート依頼に利用すること (5) 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）	第 1 2 条（個人情報の取扱い） 1. 利用者は、両社が E メールアドレスなどの登録情報、本サービスの利用に関する情報等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ以下の目的のために利用することに同意するものとします。 (1) 宣伝情報の配信等両社の営業に関する案内に利用すること (2) 業務上の必要事項の確認やご連絡に利用すること (3) 市場調査を目的としたアンケート用 Eメールの配信に利用すること (4) 統計資料などに加工して利用すること（なお、個人が識別できない情報に加工されます。）
2. 利用者のうち JCB が発行したカードの貸与を受けた会員（家族会員を含むものとし、以下「JCB 発行カード利用者」という）は、JCB が E メールアドレス・電話番号などの登録情報、本サービスの利用に関する情報および JCB が会員規約に基づき収集した利用者のカードの利用内容等の個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえ、前項に加えて、以下の目的のために利用することに同意するものとします。 (1) JCB または JCB が提携する企業の商品やサービス・キャンペーン等の広告の配信（広告配信対象者（JCB 発行カード利用者以外の第三者を含む。以下同じ。）に応じて効果的または効率的に広告を行うために広告配信対象者の趣味・嗜好を分析する行為を含む）に利用すること	

主な変更箇所

改定後	改定前
(2) JCB の公式 SNS アカウント等を用いて JCB 発行カード利用者に対する JCB 発行カード利用者の JCB カードの利用に関連する各種案内の配信をするために利用すること	
3. JCB は、前項の目的のために、JCB 発行カード利用者の E メールアドレスおよび電話番号を必要な保護措置を行ったうえで、前項(1)号の広告を配信する事業者（広告事業者、メディア運営事業者、Web サイト運営事業者等）および前項(2)号の配信事業を行う SNS 事業者等（以下、併せて「提供先事業者」という）に提供して、提供先事業者が JCB が指定した配信を行わせることができるものとし、JCB 発行カード利用者はこれに同意するものとします。なお、提供先事業者は、JCB から取得した個人情報と提供先事業者が適正に取得した個人情報とを突合することができるものとします。提供先事業者（外国事業者を含む）と提供する個人情報の利用目的および提供先事業者が講ずる措置等については https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/thirdparty.html にあらかじめ掲載します。また、JCB 発行カード利用者が https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/stop.html に掲載する方法で、JCB が前項(1)号の目的で JCB 発行カード利用者の個人情報を利用すること、および当該目的のために本項に基づく第三者提供を行うことの中止を申し出た場合、JCB は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。	
4. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。	2. 両社は、両社の業務を第三者に委託する場合、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に提供します。
附則 第 1 条第 10 項に定めるパスキー登録の申込み	

改定後	改定前
が可能となるカードは、別途両社が公表します。	
JCB デビット会員向け特則	JCB デビット会員向け特則
第2条（本規定の変更） 1. 本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。 「1. 「会員」とは、カード発行会社が発行するJCB デビットカードの貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。」	第2条（本規定の変更） 1. 本規定第1条第1項を以下のとおりに変更します。 「1. 「会員」とは、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）の提携するカード会社が発行するJCBカード（以下「カード」という）の貸与を受けた者（家族会員を含む）をいいます。」
J/Secure(TM)利用者規定	J/Secure(TM)利用者規定
第2条（定義） (8) 「MyJCB アプリ」とは、J/Secure(TM)利用者が MyJCB アプリ利用者規定に基づき利用するアプリケーションをいいます。 (9) 「MyJCB アプリ認証」とは、第6条第2項に基づき、MyJCB アプリを用いて行う J/Secure(TM) の認証方法をいいます。	第2条（定義）
第3条（J/Secure(TM)利用登録） 1. 会員は、両社所定の方法により、J/Secure(TM) 利用者として J/Secure(TM) 利用登録されるものとします。	第3条（J/Secure(TM)利用登録） 1. 会員が MyJCB サービスに利用登録する際その他両社所定の際に 本規定に同意することをもって、会員の J/Secure(TM) 利用登録が完了します。
第5条（認証方法） 5. ワンタイムパスワードの送付方法は、J/Secure(TM)利用者が両社に登録したEメールアドレス宛にEメールを送信する方法、または J/Secure(TM)利用者が両社に登録した携帯電話番号宛にショートメッセージ（SMS）を送信する方法のいずれかとなり、J/Secure(TM)利用者はワンタイムパスワードの送付先を選択するものとします。ただし、送付先の初期設定は両社が登録情報に基づき設定するものとします。	第5条（認証方法） 5. ワンタイムパスワードの送付方法は、J/Secure(TM)利用者が両社に登録したEメールアドレス宛にEメールを送信する方法、または J/Secure(TM)利用者が両社に登録した携帯電話番号宛にショートメッセージ（SMS）を送信する方法のいずれかとなり、J/Secure(TM)利用者はワンタイムパスワードの送付先を選択するものとします。ただし、送付先の初期設定はEメールを送信する方法となります。

改定後	改定前
第7条（J/Secure(TM)利用者の管理責任） 5. J/Secure(TM)利用者が第5条第1項(2)の認証方法を選択している場合であっても、同条第3項または第4項に基づき、固定パスワードによる認証が求められる場合がありますので、引き続き固定パスワードを厳重に管理するものとします。	第7条（J/Secure(TM)利用者の管理責任） 5. J/Secure(TM)利用者が第5条第1項(1)または(2)の認証方法を選択している場合であっても、同条第3項または第4項に基づき、固定パスワードによる認証が求められる場合がありますので、引き続き固定パスワードを厳重に管理するものとします。
8. 他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）であって、その際にMyJCBアプリ認証が行われたときには、それらのカード利用代金は原則として本会員の負担としますが、会員規約第30条（カードの紛失、盗難による責任の区分）第1項から第4項および第30条の2（カード番号等の不正利用）第1項から第7項が適用されるものとします。ただし、それらの条項が適用されることに加えて、J/Secure(TM)利用者が本規定もしくはMyJCBアプリ利用者規定に違反した場合または以下の(1)(2)(3)のいずれかに該当した場合（(2)および(3)においては、MyJCBアプリに用いる端末の管理等に関するJ/Secure(TM)利用者の故意または過失の有無を問わない。）には、会員規約第30条（カードの紛失、盗難による責任の区分）第2項または第30条の2（カード番号等の不正利用）第2項にかかわらず、カード利用代金は本会員の負担とします。 (1)MyJCBアプリ利用者規定に定めるパスワードまたはパスコードが使用されたとき（ただし、パスワードまたはパスコードの管理につき、J/Secure(TM)利用者に故意または過失が存在しない場合を除く。） (2)MyJCBアプリにおいて生体認証機能による認証が利用されたとき	8. 他人にカード番号等を使用された場合（モバイル端末等にカード番号等を登録するなどして、当該モバイル端末等が決済手段として使用された場合を含む。）であって、その際にMyJCBアプリ認証が行われたときには、それらのカード利用代金は原則として本会員の負担としますが、会員規約（カードの紛失、盗難による責任の区分）第1項から第4項および（カード番号等の不正利用）第1項から第7項が適用されるものとします。ただし、それらの条項が適用されることに加えて、J/Secure(TM)利用者が本規定に違反した場合には、会員規約（カードの紛失、盗難による責任の区分）第2項または（カード番号等の不正利用）第2項にかかわらず、カード利用代金は本会員の負担とします。

主な変更箇所

改定後	改定前
(3)MyJCB アプリにおいて MyJCB アプリ利用者規定に定めるオートログイン機能を用いることが選択されていた場合	
第10条（J/Secure(TM)利用登録の解除等） ＜削除＞	第10条（J/Secure(TM)利用登録の解除等） 1．J/Secure(TM)利用者は、両社所定の方法で申請することにより、J/Secure(TM)利用登録を解除することができます。
1．両社は、J/Secure(TM)利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、当該利用者の J/Secure(TM) 利用登録を解除することができるものとし、また、当該利用者の J/Secure (TM) のサービスの利用を停止することができるものとします。	2．両社は、J/Secure(TM)利用者が次のいずれかに該当する場合、何らの催告または通知を要することなく、当該利用者の J/Secure(TM) 利用登録を解除することができるものとし、また、当該利用者の J/Secure(TM)のサービスの利用を停止することができるものとします。
2．前項に基づき、J/Secure(TM)利用登録が解除された場合または J/Secure(TM)のサービス利用が停止された場合、当該会員は J/Secure(TM)参加加盟店においてショッピング利用を行うことができない場合があります、会員はこれをあらかじめ認めるものとします。	3．第1項または第2項に基づき、J/Secure(TM)利用登録が解除された場合または J/Secure(TM)のサービス利用が停止された場合、当該会員は J/Secure(TM)参加加盟店においてショッピング利用を行うことができない場合があります、会員はこれをあらかじめ認めるものとします。
＜削除＞	（附則） J/Secure(TM)利用者には、本規定本文のほか、本附則の各条項が適用されます。
＜削除＞	1．ワンタイムパスワードについては、2023年2月13日時点において、J/Secure ワンタイムパスワード(TM) 利用者規定に基づきワンタイムパスワードアプリを用いた発行がなされていますが（以下、当該ワンタイムパスワードのことを「ワンタイムパスワード（アプリ）」といい、ワンタイムパスワード（アプリ）を用いたサービスのことを「アプリサービス」といいます。）、アプリサービスは、別途両社が公表する日付をもって終了となります。アプリサービスが終了されるまでの間、ワンタイムパスワ

主な変更箇所

改定後	改定前
	ード（アプリ）は、本規定本文に定める「ワンタイムパスワード」に該当しますが、第5条第5項は適用されません。また、アプリサービスについては、本規定に優先して、J/Secure ワンタイムパスワード(TM)利用者規定が優先的に適用されます。
<削除>	2. 別途両社が公表する日付以降、Eメールおよびショートメッセージを用いたワンタイムパスワードの発行サービス（以下「新ワンタイムパスワードサービス」という。）が開始され、その時点から第5条第5項が適用されます。当該ワンタイムパスワードは、本規定本文に定める「ワンタイムパスワード」に該当します。
<削除>	3. 第5条第1項(2)に定める MyJCB アプリ認証を利用する認証サービスは、別途両社が公表する日付以降に開始します。本規定本文の条項のうち、MyJCB アプリ認証について定める条項は当該開始日から適用されます。
<削除>	4. アプリサービスの利用者のうち、両社に有効なEメールアドレスまたは携帯電話番号（以下「新ワンタイムパスワード通知先」という。）を登録している会員について、両社は新ワンタイムパスワードサービスの開始以降、順次、当該利用者に通知のうえ、新ワンタイムパスワードサービスへの切替を行います。また、アプリサービスの利用者のうち、両社に新ワンタイムパスワード通知先を登録していない会員について、両社は新ワンタイムパスワードサービスの開始以降、新ワンタイムパスワード通知先を両社所定の期間内に登録するよう当該利用者に対して案内を行ったうえで、当該期間内に新ワンタイムパスワード通知先が登録されなかった場合には、順次、固定パスワードを利用する方法による本人認証への切替を行います。

主な変更箇所

改定後	改定前
MyJCB アプリ利用者規定	MyJCB アプリ利用者規定
新規追加（添付ファイル④）	